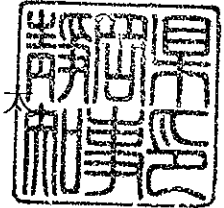


環 生 第 2 1 6 号

平成 2 2 年 9 月 2 2 日

中部地方整備局長 様

静岡県知事 川勝 平太



「一般国道 474 号三遠南信自動車道青崩峠道路環境影響評価
事後調査計画書」に関する意見について

平成 22 年 8 月 16 日付けで送付のあった「一般国道 474 号三遠南信自動車
道青崩峠道路環境影響評価事後調査計画書」について、静岡県環境影響評価
条例第 35 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり意見を述べます。

担 当：くらし・環境部環境局生活環境課

電 話：0 5 4 - 2 2 1 - 2 2 0 5

F A X：0 5 4 - 2 2 1 - 3 6 6 5

「一般国道474号三遠南信自動車道青崩峠道路環境影響評価
事後調査計画書」に関する意見書

平成22年9月

静岡県

記

I 全般事項

事後調査の実施に当たり、想定外の問題等が生じた場合には、周辺地域の生活環境及び自然環境の保全に十分に配慮して、適切な対応策等を実施し、事後調査報告書に記載願いたい。

II 個別事項

1 植物・動物・生態系

- (1) アカイサンショウウオ、タゴガエル及びヒダサンショウウオは、同一種であっても沢ごとに遺伝子構成が異なることが知られ、または、その可能性があることから、これらの移動措置をとる場合は、遺伝子攪乱が起きないように細心の注意を払うとともに、移動後の遺伝子攪乱の有無についての確認等も検討いただきたい。
- (2) のり面の緑化工事に当たっては、郷土種による緑化が、確実になされるよう配慮願いたい。

2 水質

土工・トンネル工事等に伴う排水については、沈砂池と汚濁防止膜を併用するなどして濁りの低減に努めるとともに、具体的な数値を記した自主管理基準を設けて水素イオン濃度や濁度等の日常的な監視を行い、その基準を超えた場合の対応策も検討していただきたい。

なお、日常的な監視等にあたっては、本県の土木工事等における水質汚濁防止事例等も踏まえつつ、事業者は、工事施工期間中の施工日ごとの施工前、施工中、施工後など、綿密に水素イオン濃度や濁度等を把握するとともに、基準値を超えた場合には速やかな対応をお願いしたい。

3 騒音

工事において発生する騒音について、猛禽類への影響を極力少なくできるように配慮願いたい。